

## 高等学校等奨学金 企業代理返還制度の創設

群馬県教育文化事業団では、経済的な理由により就学困難な県内高校生等に奨学金を貸与していますが、奨学金を借りていた人を雇用する企業等が、その従業員に代わって奨学金を返還する制度を創設しました。

### 1 目的

従業員の奨学金返還の負担を軽減することを目的としています。

### 2 効果

- ・企業等にとっては、従業員が安心して働ける職場として、人材確保や定着につながるるとともに、イメージアップ効果が期待されます。
- ・この制度により、企業等が従業員の奨学金を負担して返還する場合、その返還額は、給与には該当しないため、所得税の対象外となります。

### 3 実績

この代理返還制度は令和7年12月に創設されましたが、第1号として今月から前橋市内の企業が活用され、代理返還が始まりました。

### 4 問い合わせ先

(公財) 群馬県教育文化事業団奨学金課 電話 027-243-0411 (火曜～土曜)

【イメージ図】



<参考>

大学生を対象とした奨学金については、独立行政法人「日本学生支援機構」において実施しています。